

令和5年9月15日

令和5年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年9月4日 開会

令和5年9月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年9月15日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年9月15日（金）

午前10時00分 開議

会 期 令和5年9月4日～9月15日（12日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	認定第1号	令和4年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
3	認定第2号	令和4年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
4	認定第3号	令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
5	認定第4号	令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	認定第5号	令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	認定第6号	令和4年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	認定第7号	令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	認定第8号	令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案認定
10	陳情第3号	第8期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第9期介護保険事業計画への繰入についての陳情	不採択
11	陳情第4号	「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書	不採択
12	陳情第5号	「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書	不採択
13	陳情第6号	健康保険証の存続を求める陳情	不採択
14	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
15	—	議員派遣について	決定

日程	議案番号	議 案 名	結 果
16	—	町長あいさつ	—

(午前11時29分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 認定第 1 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3 認定第 2 号 令和 4 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4 認定第 3 号 令和 4 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5 認定第 4 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6 認定第 5 号 令和 4 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7 認定第 6 号 令和 4 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8 認定第 7 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 認定第 8 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

本件については、去る 9 月 4 日に決算特別委員会に審査が付託され、9 月 13 日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について決算特別委員会委員長、小山辰美議員から報告願います。
小山辰美議員。

〔決算特別委員会委員長 小山 辰美君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（小山 辰美君） それでは、決算特別委員会決算認定審査の報告をいたします。

当委員会は、令和 5 年 9 月 4 日に開会された令和 5 年第 3 回町議会定例会第 1 日に付託された令和 4 年度奥多摩町の認定第 1 号、一般会計歳入歳出決算、認定第 2 号、都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算、認定第 3 号、山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算、認定第 4 号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第 5 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第 6 号、介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第 7 号、下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第 8 号、国民健康保険病院事業会計決算、以上 8 件の各会計の決算について審査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告いたします。

なお、決算特別委員会には、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員により開催されましたが、開催された 2 日間とも高橋議長及び澤本議会選出監査委員もご同席いただき、10 名の委員全員が出席のもとで審査をしておりますので、質疑応答の内容は割愛し、概要のみを報告いたします。

まず、審査の経過であります。9 月 4 日の本会議に上程された後、議場において松永代表監査により決算審査の結果及び審査意見の報告がなされました。

当委員会としては、9 月 12 日に全 8 会計ともに、その概要について副町長より説明を受け、同日及び 13 日の 2 日間にわたり町長、副町長、教育長以下、全管理職の出席を得て、事務事業実績、成果等などについても活発な質疑応答と貴重な提言が行われるとともに、町側から丁寧で詳細な説明や前向きな答弁があったものと受け止めました。

よって、認定第 1 号の令和 4 年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする認定第 8 号までの各特別会計及び企業会計については、お手元に配布してあります決算特別委員会の審査報告書のとおり、いずれも賛成多数で原案を認定すべきものと決定しております。

以上で、決算特別委員会における議案審査結果の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。只今上程の認定第 1 号から認定第 8 号までの各会計決算の認定議案についての質疑は、この際、省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 8 号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 認定第 1 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第 1 号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第 3 認定第 2 号 令和 4 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第2号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第4 認定第3号 令和4年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第3号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第5 認定第4号 令和4年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第4号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第6 認定第5号 令和4年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第5号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第7 認定第6号 令和4年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第6号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第8 認定第7号 令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第7号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第9 認定第8号 令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、認定第8号については、原案を認定することに決定しました。

次に、日程第10 陳情第3号 第8期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第9期介護保険事業計画への繰入についての陳情及び日程第11 陳情第4号「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を議題とします。

本件については、去る9月4日に経済厚生常任委員会に審査が付託され、13日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。

審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、木村圭議員より報告願います。木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9月4日に開会の第3回定例会第1日に審査が付託されました陳情第3号第8期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第9期介護保険事業計画への繰入についての陳情及び陳情第4号「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、9月13日に委員全員と関係課長である住民課長、福祉保健課長、観光産業課長の出席のもと審査を行いました。

陳情第3号について、まず福祉保健課長に説明を求め、次に議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、福祉保健課長より介護給付費準備金の概要について説明があり、令和6年度から8年度までの3か年度の第9期介護保険料の算定に向けては、介護保険運営協議会において協議中であり、事務局の案としては、現在の第8期標準月額を改訂増減せず維持できるよう基金から取崩しをする予定であるとの説明を受けました。

次に、議会事務局からは今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、西多摩郡3町村では全て陳情を受け付けており、檜原村は、9月4日に所管の常任委員会で審査され、不採択すべきもの、瑞穂町は、9月8日に所管の常任委員会で審査され、不採択すべきものとなり、日の出町は、9月14日に審査の予定であると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、不採択の意見としまして、町は高齢化率が高く、在宅ではできないことも多くなっている。町の独自の計画なので、基金を全

て繰入れてしまうと、弾力的な対応が図れなくなるので不採択。この陳情は、減額するのか、現状維持を求めるのか不透明な部分もあり、この陳情書では判断できない。また、自治体により状況が違うので不採択。介護保険基金の繰入れは、町の実情に応じて町の方針でやるべきものなので不採択など、様々な意見が出され、採決した結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としましては、陳情第3号については、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第4号「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、まず住民課長、観光産業課長からそれぞれ説明を求め、次に議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、住民課長より、前回の陳情で説明したとおりで、特に制度の変更があるわけではないとの説明を受けました。

次に、観光産業課長から、9月時点での青梅商工会議所の状況は、毎週火曜日にインボイス制度の無料個別相談窓口を設置していること、10月からインボイス制度が実施されるが、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについてもインボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられていること、商工会議所としても引き続き個別相談やセミナーを通じて事業者皆様への支援をすること、町としても商工会議所と連携して対応していくとの報告を受けました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、西多摩郡3町村では、日の出町と檜原村は陳情を受け付けており、瑞穂町は、審議せずに議員参考配布とし、檜原村は、9月4日に総務委員会で審議され、日の出町は、9月14日に審議される予定で、結果は、檜原村は、不採択すべきもの、瑞穂町は、議員参考配布であると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、趣旨採択の意見、内容については前回の陳情とほぼ同様であり、前2回とも趣旨採択としているので、今回も趣旨採択。10月から始まるもので、税の公平性の観点から趣旨採択。採択の意見としましては、手続など煩雑でシステムも構築されていないと思うので、今は始めるのは時期早尚、採択。フリーランスの方の意見や障害者関係の意見を聞くと、今年10月から導入された場合、免税事業者として行う場合、取引が中止されるおそれがあり、工賃の減収に繋がるなどの意見を聞いているので採択。不採択の意見としまして、税をきちんと納めないと社会が回らないので、税の公平性から考えると不採択など、様々な意見が出され、いずれも過半数を満たさ

ないため、奥多摩町議会会議規則第 91 条の規定により、本件の採決については、採択とすべきものと不採択とすべきもののみで採決した結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第 4 号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

はじめに、陳情第 3 号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第 3 号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第 3 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議がありましたので、これより討論を行います。

最初に、反対討論を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

陳情第 3 号 第 8 期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第 9 期介護保険事業計画への繰入についての陳情について、委員会決定不採択に反対し、陳情に賛成する立場から討論を行います。

介護保険事業は、3 年を 1 期とし、3 年間の財政運営の均衡を保つ中期財政運営方式を採用しています。3 年間の給付等、事業支出の総額を見積り、それに見合う保険料総額を見込んで各年度の保険料率は、総額の 3 分の 1 の同率を毎年賦課します。給付をはじめ、事業費は、一般的に年を経るごとに増加傾向があり、保険料は、初年度は剰余、最終年度は不足を見込んでおり、あらかじめ財政構造上発生すると考えられる過不足を調整するために介護保険者は基金を設置し、剰余金を積立て、不足時に取崩して繰り入れる仕組みを取っています。

厚労省は、保険料総額に不足が生じる場合は、都道府県に設置する財政安定化基金を活用し、基金積立金は、必要な一定額を除き取崩し、次期会計に繰入れ、保険料の過度の負担を避けるよう指導しています。

したがって、基金積立金は 1 期ごとに保険料の引上げ抑制のために使い切ることが望ま

しく、保険料を引上げてまで残高を引き上げる必要はありません。

先程、委員長の報告にもありましたが、町としては改定せず、基金から取崩して、保険料を上げないということで安心いたしました。厚労省の指導にあるように、来年3月末時点における基金積立金額については、第9期事業計画の歳入に繰入れ、保険料の過度な負担を避けるために使うべきであります。経済厚生委員会の不採択とする判断には理解しがたいものがあります。本陳情の採択を求めて討論といたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第3号について賛成の議員の討論を行います。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

陳情第3号の件につきまして不採択に賛成する立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

今の木村経済厚生常任委員長からご報告がありましたように、準備金の繰入れをしてしまうと、基金の弾力的運用ができない、或いは国については町の方針で行うべきものとの意見があったとのことでございます。

奥多摩町においても令和5年3月末、介護給付費準備基金は6,309万1,038円となりますが、これは少子高齢化による、年々介護費用の負担が増加することが予想されますので、その準備や、或いは財政の安定化ということも大変意義がありますので、町の判断や方針でその時々に取り崩しは実施すべきだと思います。

町からも第9期介護保険事業計画では、この計画を維持できるように基金からも取崩しするとのお話でございましたので、あえてこの陳情を行う必要もないのかなと思っておりますので、不採択に賛成いたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第3号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第3号について賛成の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、陳情第3号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第10 陳情第3号について経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものであり

ますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、陳情第3号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があれば願います。6番、大澤由香里議員。

○6番(大澤由香里君) 町民の方からインボイス制度について相談がどれくらいあるかというのが分かりましたら願います。

言い換えます。審議の中で町民の窓口を設置しているというようなお話もありましたが、相談件数とか、その中でお話があったのであれば教えてください。

○議長(高橋 邦男君) 木村委員長、願います。

○5番(木村 圭君) 特には確定した意見はありませんでした。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番(大澤由香里君) 奥多摩町の中で1,000万未満の免税事業者というのはどれくらいあるかというお話の中で出てきましたでしょうか。

○議長(高橋 邦男君) 木村委員長。

○5番(木村 圭君) 議論の中では出ていませんでした。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第4号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第4号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、陳情第4号について反対の議員の討論を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

陳情第4号 「消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、委員会決定、不採択に反対し、陳情に賛成する立場から討論を行います。

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。

株式会社帝国データバンクによると、今年、燃料や原材料などの仕入価格上昇により収益が維持できず、倒産した物価高倒産は8月31日までに累計503件発生し、前年度比3.4

倍に上っています。更に、引き続き増加する可能性が高いと予測されています。このような中、来月から導入されようとしているインボイス制度は、コロナ危機や物価高騰で事業継続の瀬戸際に立つ事業者を一層苦しめるものです。

インボイス制度は、税率を変えない新たな消費税増税であり、売上げ 1,000 万円以下の消費税免税となっていた事業者を登録させることにより、実質的に課税業者とする制度です。課税業者となれば、今までは免除されていた消費税が重くのしかかります。登録をしない場合は、契約相手から除外される、もしくは消費税分を上乗せした金額で契約を提示される可能性があるなど、収入が低い事業者に対し、どちらを選択しても負担が大きくなる逆進性の高い制度です。しかも、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければならず、税の応能負担の原則にも逆行します。小規模事業者の取引排除が広がれば廃業が増え、地域経済はますます疲弊することになります。

不採択の理由に、平等に納税するべきだというようなことが言われましたが、現実とは違います。ある小規模事業者さんは、販売価格は消費税込みでも、実際には消費税分もコスト増加分も価格にちゃんと転嫁できておらず、実質的には販売先から消費税分を受け取っていないのと同じだと言います。しかも、赤字で所得税が払えなくても消費税の納税は求められます。弱い者いじめの制度としか言いようがありません。

また、事業者だけの問題ではありません。事業者が課税分を価格に転嫁せざるを得なくなれば、それは価格の上昇を招きます。ただでさえ物価の高騰がとどまらないところに、更なる物価高騰を招く懸念があります。インボイス制度の導入が私たちの生活を苦しめることになることは明らかです。

政府は、消費税率が 8% と 10% の複数になったからインボイスが必要だと説明しています。しかし、複数税率になって 4 年間、税務処理の混乱など起きていません。全国商工団体連合会の調査では、7 月末時点でインボイス制度の中止、延期、見直しなどを国に求める意見書などが 207 自治体で採択されています。

9 月 4 日には、インボイス制度を考えるフリーランスの会「STOP! インボイス」が国に 36 万 1,171 人分の反対署名を提出しました。「STOP! インボイス」発起人でライターの小泉なつみさんは、制度開始 27 日前に中止を主張するのは、インボイスがこの国らしさを形づくる文化と産業を破壊し、私たちに分断と増税、混乱を招く希代の悪法だからですと訴えました。

インボイス制度は、中小・小規模事業者、フリーランス、芸術家、建設業ひとり親方、軽貨物ドライバー、農家、シルバー人材センターに登録されている方など多くの人に多大

な影響を与えます。

町民の生活を守り、誰一人取り残さない奥多摩町の実現、地域経済の健全な発展を進めるためにも10月からのインボイス制度実施について再考することを求める本陳情を採択すべきと求めて討論いたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第4号について賛成の議員の討論を求めます。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

インボイス制度の件につきまして不採択に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この件は、令和4年3月議会で、インボイス制度導入の中止を求める陳情が出され、また、令和5年3月議会でインボイス制度導入の延期を求める陳情書が出され、両陳情とも結果は趣旨採択でありました。今回は、消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書について、経済厚生常任委員会の審査の結果、不採択との報告がなされ、不採択に賛成の討論をいたします。

1点目としましては、小規模事業者等に対する税負担の軽減や事務負担の軽減の特例措置が講じられ、配慮されています。例えば1,000万円以下の事業者は、売上げに関わる消費税額の20%を支払えばよいという軽減策で、3年間実施されます。また、売上げ1億円以下の事業者は、仕入れ額が1万円未満の取引はインボイス取引は、インボイスがなくても仕入れ税額控除が受けられる措置を6年間実施されます。また、仕入れ先に対する猶予措置では、インボイス登録していない事業者からの仕入れでもインボイス同様の情報が書かれた請求書、領収書であれば、一定の割合を控除できる措置が実施され、これは3年間は仕入れ税額の80%、その先の3年間50%が引くことができることとなっています。

2点目としては、このインボイス制度は令和5年10月から実施、つまり、来月から実施されるものです。各事業者は、準備や対策を既に打っており、今変更すれば大変な混乱と課税制度の安定性が阻害されてしまいます。

3点目としましては、個別具体的な改善は、インボイス制度導入後でも逐次実施可能で、制度導入後に改善することが現実的な対応であると考えます。

以上の理由により不採択に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第4号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第4号について賛成の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、陳情第4号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第11 陳情第4号について経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、陳情第4号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、日程第12 陳情第5号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書及び日程第13 陳情第6号、健康保険証の存続を求める陳情を議題とします。

本件については、去る9月4日に総務文教常任委員会に審査が付託され、12日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。

審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、石田芳英議員よりご報告願います。石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9月4日に開会の第3回定例会第1日に審査が付託された陳情第5号「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書及び陳情第6号 健康保険証の存続を求める陳情について、9月12日に委員全員と関係課長である住民課長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第5号について、まず住民課長からそれぞれの説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、住民課長より、マイナンバーカードと健康保険証一体化についての概要について、マイナンバーカードと健康保険証が一体化された場合、医師が服薬や特定健診等の情報をその場で閲覧できるため、患者は、データに基づいたよりよい医療を受けることができるようになり、被保険者証や限度額適用認定証など複数の証が一元化されるため、利

便性も向上すると説明がありました。一方で、マイナンバーカードと健康保険証の誤ったひもづけに関しましては、あってはならないことであり、被保険者が医療機関を受診する際にトラブルが生じないようにすることが大変重要であると説明を受けました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、西多摩郡3町村では全て陳情を受け付けており、檜原村は、9月4日に所管の常任委員会で審査され、不採択とすべきものと採決されたと説明があり、瑞穂町は、9月8日に所管の常任委員会で審査され、継続審査となり、日の出町は、9月14日に審議予定であると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、不採択の意見として、病院や薬局で使用するには非常に便利であり、制度としては必要であるので不採択。この制度が問題なのではなく、誤登録などが問題であると思われる。国がしっかりと運用すれば問題ないと思われるので不採択。現在の運用上の問題ではあるが、制度自体は問題ない。どこかで一体化する必要があると思うので不採択。採択の意見としまして、現状では紙の健康保険証を廃止するなということ、今はトラブルが多いので、トラブルを全て解消してから実施するべきで、来年に廃止するのが問題なので採択。マイナンバーを保険証とひもづけるのが不安、町内の高齢化率を考えるとどうかと思うので採択など、様々な意見が出され、採決した結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第5号については、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 健康保険証の存続を求める陳情について、まず、住民課長からそれぞれの説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

なお、住民課長及び議会事務局長の説明は、陳情第5号とほぼ同様でありましたので、報告は割愛させていただきます。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、陳情第5号とほぼ同様のため、直ちに採決を行った結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第6号については、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開といた

します。

午前 10 時 47 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務文教常任委員会の報告は終わりましたので、これより質疑と採決を行います。

最初に、陳情第 5 号の総務文教常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第 5 号の総務文教常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第 5 号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、陳情第 5 号について反対の議員の討論を行います。2 番、森田紀子議員。

○2 番（森田 紀子君） 2 番、森田です。

陳情第 5 号 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書について賛成の立場から討論させていただきます。

紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する時期について。

○議長（高橋 邦男君） 森田議員、反対の立場でしたっけ。

○2 番（森田 紀子君） 反対の立場。不採択に反対の立場です。すみません、間違えました。

○議長（高橋 邦男君） 続いてお願いします。

○2 番（森田 紀子君） 反対の立場から討論させていただきます。

紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する時期について、6 月に成立した改正マイナンバー法では、2024 年秋に従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化するための関連法案を閣議決定しました。現在、マイナンバーカードに関するトラブルが相次いでおり、国民の不安は高まっております。

陳情書にも書かれているとおり、現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上、任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、現状法上も大きな問題があります。

また、マイナンバーカードと一体化した保険証を持たない人には申請がなくても全員に資格確認書を交付し、その有効期間も最長 5 年に延長するとのことですが、いつ廃止にな

るか予測がつきません。

また、様々な理由からマイナンバーカードを取得できない、代替手段たる資格確認書の申請ができない等により、医療機関にかかれない状況になった場合の救済措置については不明なままです。

更に、トラブルによりオンライン資格確認が行えない場合、1割から3割の負担で受診できるそうですが、窓口で資格確認ができるまで時間がかかりますし、オンライン資格確認が導入されていない医療機関、薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

現在、マイナンバー保険証の全国の利用率は、厚労省発表データによりますと、7月で5%になっており、一旦マイナンバー保険証での受け付けをはじめてみたものの、余りに使い勝手が悪く、利用を避ける医療機関が続出しているそうです。

医療者にはマイナンバー保険証を導入するため、読み取り機の設置やシステムの導入が義務づけられています。経済的な負担はもちろん、システムの不具合への対応に苦慮している医療機関が多く、全国保険医団体連合会の調査では、マイナンバー保険証の運用をはじめた医療機関のうち、約60%で不具合があったと答えています。

内容としては、顔認証ができない、別人のデータが出てくる、中には1割負担の高齢者に3割負担と表示されるなど、あってはならない間違いに医療機関は疲弊し、マイナンバー保険証だけではなく、必ず健康保険証も持参してくださいと貼り出す病院もあります。

人間が手作業で入力するシステムでは、ヒューマンエラーが起こりやすく、また、個人情報と情報弱者の配慮がないITプログラムは、基本設計から間違っており、本来のDX化とは、利用する全ての方の負担が減らせることを趣旨としているはずです。

しかし、現在のマイナンバーカードは、システム構築が不完全であり、まだこの制度を活用する段階には至ってないと思われます。

したがって、私は、陳情書に書かれているように、国は一度立ち止まって制度自体を見直すことが必要だと思います。

したがって、この陳情に対して賛成と申し上げ、討論を終わります。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第5号について賛成の議員の討論を行います。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 12番、原島です。

不採択に賛成の立場から一言申し上げます。

令和24年までに健康保険証の廃止をマイナンバーカード一本化する法案が国会で可決さ

れました。マイナ保険証になれば、診療、或いは投薬等の内容がそのカード1枚で把握できます。また、早期に対応が図れ、自治体においてもマイナンバーカードと、それから、保険証の発行をしなくて一本化で済むと事務の軽減が図れます。そんなわけで、マイナ保険証の医療機関の、また事務の軽減も図れる、非常にいろいろな面で便利になっております。

若干システムの内容で不具合があったり、入力ミスにより若干混乱を来しておりますが、もしここで両方を発行するとなれば、また更にいろいろな問題が出てくる。また、それぞれの自治体においても事務も相当複雑になってくる。そんな関係で、マイナ保険証については、このままいったほうがいいんじゃないかと思ひまして、不採択に賛成の立場から申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第5号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第5号について賛成の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、陳情第5号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第12 陳情第5号について総務文教常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますけれども、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、陳情第5号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号の総務文教常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第6号の総務文教常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第6号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、陳情第6号について反対の議員の討論を行います。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

陳情第6号 健康保険証の存続を求める陳情の総務文教常任委員会の不採択の結果に反対討論をさせていただきます。

日本の医療保険制度は、いつでも誰でも必要な医療サービスを受けることができる世界に誇れる国民皆保険制度です。この制度は、私が生まれた1961年にスタートいたしました。健康保険証は、医療サービスを受けるための証明書であります。

政府は、この6月に健康保険証を来年2024年に廃止、マイナンバーカードに一体化する法案を可決成立させました。マイナンバーカードと保険証を一体化するマイナ保険証の強制的な取得は、長年国民が医療を受ける権利を保障してきた国民皆保険制度の崩壊を懸念されます。

既に全国で誤登録や情報漏えい等トラブルが発生しており、障害者手帳は別人の情報が誤ってひもづけされたケースが相次いだことは記憶に新しいところであります。報道によりますと、厚労省は今年の11月末までにマイナンバーへの障害者手帳のひもづけについては総点検を行う方針を固めているということですが、日常的に医療をする必要とする方、障害のある方や高齢者にとって、また、施設入所されている方にとって成年後見人の立場としても申請や管理等の問題があり、混乱極まる状況になることは否めません。

6月18日の共同通信世論調査によりますと、来年の秋のマイナ保険証反対は72%との結果が出ております。多くの国民の意思は反対なのです。加えて、プライバシーの問題や監視社会化の問題もあり、個人が選択できる任意取得でなければならないと思います。

日本が世界に誇れる国民皆保険制度が今後もしっかりと守られる社会を守るためにも健康保険証は必要であります。よって、陳情第6号 健康保険証の存続を求める陳情の不採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第6号について賛成の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第6号について反対の議員の討論を行います。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

陳情第6号 健康保険証の存続を求める陳情について、総務文教常任委員会の不採択について反対の立場から討論させていただきます。

先程の陳情第5号「改正マイナンバー法見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書についてでも述べさせていただきましたが、現在、マイナンバー保険証に関するトラブルが続出しており、陳情書にも書かれているように、医療機関でのミスは重大な医療事故に繋がりがねません。また、トラブルにより、ただでさえ忙しい医療現場において業務量を増やしている状況です。

埼玉県保険医協会が8月1日から31日にかけて開業医会員に調査を行ったところ、マイナンバー保険証により受付業務が増えたのは、何と92%に上ったそうです。とにかく手間がかかる、エラー時とても大変、レセプト会社に電話が繋がらない、紙カルテに手書きで保険証情報を写すようになり業務量が増えたなど、切実な声が寄せられております。健康保険証を存続すべきと回答した開業医は、5月の調査の85%から96%へと増え、100%に迫っております。

更にマイナンバーカードは、口座情報などとひもづけされておりますので、スキミングされた場合、犯罪に使われる可能性が大きく、管理に慎重にならざるを得ず、高齢者の方には重荷になると思われまます。

したがって、本人確認のために写真の添付を要するなら、現状でも何ら問題なく機能している健康保険証のシステムをそのまま利用し、健康保険証の廃止は中止して存続することを求めることは、町民の皆様の利益にも繋がることと確信し、私の意見を終わらせていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第6号について賛成の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第6号について反対の議員の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、陳情第6号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第13 陳情第6号について経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、陳情第6号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、日程第14 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 15 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本議会では、条例の改正、令和 5 年度の補正予算審議、人事案件、契約案件等のご承認をいただきました。今後の事務事業に生かしてまいります。

また、12 名の議員皆様から 22 の一般質問をいただきました。高橋議長からも新しいまちづくりのためのご質問をいただきました。残念ながら当日の質問、答弁はかないませんでしたが、町政 70 周年に向けて貴重な提言として受け止めさせていただきました。皆様の様々な視点からのご意見一つ一つかみしめてまいります。

決算特別委員会では、小山委員長、相田副委員長のもと、令和 4 年度の決算認定のご承認をいただきました。酷暑の 8 月、長期にわたり松永代表監査、議会選出の澤本監査委員には大変お疲れさまでございました。改めて御礼を申し上げます。今後の行財政運営、来年度の予算策定、予算の算定事務執行に生かしてまいります。

さて、コロナ感染症 5 類移行の町の様子ではありますが、本定例会冒頭の挨拶でも触れましたように、各地の祭礼、納涼花火大会と活気が戻ってまいりました。また、10 月末には

恒例のふれあいまつりを予定しております。

先日の実行委員会でも委員皆様から貴重なご意見をいただき、準備を整えております。しかしながら、コロナ感染症は完全に収束したわけではございません。町内でも若干の広がり確認されています。お互いに注意を払いながらの日常をお願いするものであります。

また、コロナ感染症対策、ワクチン接種につきましては、町民皆様のご協力により順調に推移し、10月上旬からは7回目の接種が75歳以上の方を皮切りに、今回から65歳から74歳までの方は、来年の個別接種を見据えて、日時指定ではなく予約制として、また、12歳以上の方を対象とした集団接種を11月中旬にかけて順次実施いたします。町医師会をはじめ、医療福祉等関係機関の皆様には変わらぬご協力をお願いするものです。

さて、7月に開催されました町の消防操法大会2部門で優勝しました奥多摩町消防団第3分団があさつての17日、西多摩地区の操法大会に町の代表として参加いたします。火曜日に登計原での訓練の様子を視察に行っていました。活気あふれる団員皆様の訓練に敬意を表し、悔いのない大会となりますよう、ご祈念を申し上げます。

本日、9月議会の最終日を迎えました。このメンバーでの議会は、この9月議会が最後となります。コロナ禍にあって対外的な研修が制限された中での議員活動、そのご苦勞は察するに余りあるほどであります。議員皆様には常に町を思い、そして町民を思った真摯で活発なご意見、そして、日常の議員活動に敬意を申し上げるものであります。

4年間、町政に多大なご理解とご協力をいただきましたことを改めて職員を代表して深く感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和5年第3回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員